

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	災害弔慰金等負担金	事業開始年度	昭和48年度	作成責任者		
担当部局庁	社会・援護局	担当課室	総務課	寺尾 徹		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項、第9条	関係する計画、通知等	災害弔慰金等の国庫負担について			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(対象災害・受給者) 次の自然災害が発生した場合、死亡した者の遺族又は重度の障害を負った本人に支給 ①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 (支給額) ・生計維持者が死亡した場合 弔慰金500万円、障害見舞金250万円 ・その他の者が死亡した場合 弔慰金250万円、障害見舞金125万円 (費用負担) 国 1/2、都道府県1/4、市町村1/4					
実施状況	平成21年度は31市町において66件の災害弔慰金を支給					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	140	140	140	140	140
	執行額	33	49	114		
	執行率	24%	35%	81%		
	総事業費(執行ベース)	65	98	228		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	災害弔慰金等国庫負担金交付要綱に基づき、翌年度に提出される事業実績報告により確認				
	見直しの余地	・災害弔慰金及び災害障害見舞金は、災害の発生に備え、引き続き一定の予算額を確保する必要がある。				
予算・監視の効率化	災害弔慰金等は、予見できない災害の発生に備えた経費であるため、効率化は困難であり、引き続き一定の予算規模を確保すべき					
補記						

厚生労働省
140百万円

災害弔慰金を支給した市町村を含む都道府県に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項に定める負担割合(都道府県負担額の2/3)を交付



A 都道府県
114百万円

兵庫県	43百万円
山口県	26百万円
福岡県	16百万円
埼玉県	8百万円
宮城県	4百万円
山形県	4百万円
和歌山県	4百万円
徳島県	3百万円
長崎県	3百万円
群馬県	1百万円
長野県	1百万円
岡山県	1百万円
広島県	1百万円

災害弔慰金を支給した市町村に対し、都道府県が災害弔慰金の支給等に関する法律7条第1項に定める割合(市町村支給額の3/4)を負担

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
いて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

A.兵庫県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
給付金	災害弔慰金	43			
計		43	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0